

労働者死傷病報告の様式改正に係る「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」について

平成21年12月
厚生労働省

1 趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第100条第1項の規定により、厚生労働大臣等は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者等に対し、必要な事項を報告させること等ができるとされており、現在、派遣元及び派遣先の事業者は、派遣労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第45条第15項及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第97条の規定により、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出することとされているところである。

今般、派遣先の事業者からの労働者死傷病報告の提出の徹底を図り、派遣先の事業場における労働災害防止対策の推進に資するため、派遣元の事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、派遣先の事業者からの労働者死傷病報告の提出状況を確認できるようにするため、安衛則様式第23号（休業4日以上労働災害等に係る労働者死傷病報告）について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

派遣元の事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、派遣先の事業者からの労働者死傷病報告の提出状況を確認できるようにするため、派遣元の事業者が「派遣先の事業場の郵便番号」を記入する欄を新たに設けるとともに、所要の改正を行う。

3 施行期日

平成22年4月1日

労働者死傷病報告

労働保険番号 (建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)		事業の種類	
8	1	0	0
事業場の名称 (建設業にあつては工事名を併記のこと。)			
カナ			
漢字			
工事名			
被災者入籍 (「建設業」所属) 労働者数			
事業場の所在地			
郵便番号			
被災労働者の氏名 (姓と名の間は1文字空けること。)			
生年月日			
性別			
職業			
就業期間			
休業見込期間又は死亡日時 (死亡の場合は死亡欄に○)			
傷病名			
被災地の場所			
災害発生状況及び原因		略図 (発生時の状況を図示すること。)	
①どのような場所でどのような作業をしているときに②どのような原因又は原因に③どのような不安定な又は有害な状態があつて④どのような災害が発生したかを詳細に記入すること。			
報告書作成者 職氏名		職 員 入 籍 事業の種類 建設業 労働者数 業種上疾病 自由死項目	

追加部分

労働者死傷病報告

労働保険番号 (建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)		事業の種類	
8	1	0	0
事業場の名称 (建設業にあつては工事名を併記のこと。)			
カナ			
漢字			
工事名			
被災者入籍 (「建設業」所属) 労働者数			
事業場の所在地			
郵便番号			
被災労働者の氏名 (姓と名の間は1文字空けること。)			
生年月日			
性別			
職業			
就業期間			
休業見込期間又は死亡日時 (死亡の場合は死亡欄に○)			
傷病名			
被災地の場所			
災害発生状況及び原因		略図 (発生時の状況を図示すること。)	
①どのような場所でどのような作業をしているときに②どのような原因又は原因に③どのような不安定な又は有害な状態があつて④どのような災害が発生したかを詳細に記入すること。			
報告書作成者 職氏名		職 員 入 籍 事業の種類 建設業 労働者数 業種上疾病 自由死項目	

2

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

派遣元及び派遣先からの労働者死傷病報告の提出件数の推移

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
派遣元	667	2,437	3,686	5,885	5,631
派遣先	427	1,295	2,112	3,958	4,574
派遣先／派遣元 ^{注2)}	64.0%	53.1%	57.3%	67.3%	81.2%

注1)平成16年は、同年3月1日以降に新様式の労働者死傷病報告により提出されたものを集計したもの。

注2)派遣元の提出件数に対する派遣先の提出件数の割合